

令和5年3月31日
国土交通省

環境物品等の調達を推進を図るための方針の公表について

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第7条第1項の規定に基づき、令和5年度における国土交通省の環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表します。

1. 主旨

国土交通省においては、グリーン購入法第7条第1項及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更」（令和5年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、令和5年度における国土交通省の調達方針を定めました。（別添資料）

2. 概要

基本方針に掲げられている特に重点的に調達を推進すべき環境物品等（特定調達品目22分野287品目）については、できる限り基準を満足する製品を調達するとともに、その他の物品についても、可能な限り環境に配慮した製品を調達することとしています。

ポイント

- ① 令和5年度における個別の特定調達物品等（紙類、文具類、家電製品等）については、基本方針で示された「判断の基準」を満たすものの調達目標を、基本的に物品の調達総量等の100%とすることとしています。また、特定調達物品等以外の物品等についても、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとしています。
- ② 公共工事については、構成要素である資材、建設機械、工法、目的物の使用に当たり、事業毎の特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、令和5年度は、計70品目の資材、建設機械、工法、目的物を使用した公共工事の調達を積極的に推進することとしています。

調達目標については、調達実績を3カ年把握した品目について、基本方針で示された「判断の基準」を満たす適用品目の数量割合として設定しております。調達目標の設定にあたっては、調達実績の推移を踏まえるとともに、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な数量が限られている資材等もあることなどの事情に留意しております。なお、今回調達目標を設定していない品目については、引き続き調達実績の把握を行った上、次年度以降に設定することとしています。

また、引き続き平成13年度に設置した学識委員会から、公共工事の環境負荷低減施策の方針全般に関する提言・助言をいただくこととしています。